就学前児童のための教育・保育施設のあり方検討部会設置要綱

(設置)

第1条 柏原市子ども・子育て会議条例(平成25年柏原市条例第14号)第5条 の規定に基づき、公立施設の民営化等による幼保一元化ガイドライン(平成26年8月制定)で定める内容についての具体的な検討を行うことを目的として、就学前児童のための教育・保育施設のあり方検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。
 - (1) 市立教育・保育施設の再編統廃合に関すること。
 - (2) 市立教育・保育施設の民営化に関すること。
 - (3) 市立教育・保育施設の幼保一元化に関すること。
 - (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 部会の委員は、柏原市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)に属する委員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

- 第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

- 第5条 部会は部会長が招集し、部会長がその議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。
- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、こども政策課において処理する。

(廃止)

- 第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。
 - (1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき。
 - (2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、 部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。